

戦間期から戦時期の都市部におけるインテリ層が 運営した児童愛護 NPO の実態

—大阪児童愛護聯盟機関誌『子供の世紀』から
見えてきた民間児童愛護事業の役割と限界—

大杉 由香 (大東文化大学スポーツ・健康科学部)

Reality of the non-profit organization for children protection managed by intellectual people from the 1920's to the 1940's in Japan : From the view point of Magazine named *Century of Children* (Kodomo no Seiki) published by Osaka Children Protection Federation (Osaka Jido Aigo Renmei)

Yuka OSUGI

問題の所在

1920年代の社会事業に関する研究は、恤救規則から救護法への移行が方面委員たちによって叫ばれ、政府も動き出した時代ということもあり、近年まで児童福祉等の個別ジャンルの問題よりも貧困問題全般に焦点が当てられることが多かった¹⁾。その背後には戦前に総合的な児童福祉法が成立しなかったことがあろう。ただし最近になって戦前の児童福祉に関する研究は急速に進みつつあるものの、二つの意味で問題を抱えていた。第一に一部の研究を除けば²⁾、これらの社会事業の先駆者を称える傾向が強く、本当に子どもの生命に寄り添っていたのか等、批判的検証が殆どなされてこなかったことが挙げられる。今回取り上げる大阪児童愛護聯盟の機関誌『子供の世紀』に関する先行研究も同様で³⁾、そこから炙り出された当時の児童愛護運動の問題点や限界性の検証は皆無に等しい。

第二に先行研究の多くは、貧困児童を対象とした社会事業と中産階級による児童・母子向けの社会事業が存在したように、戦間期の児童愛護関連の活動が階級分裂的であったことを指摘しても、それが何を意味することとなったのかは検討していない。貧困か否かで活動が分離し、担い手も異なる状況下では、子どもの権利・尊厳自体を追求する内発的な民間の力は脆弱にならざるをえず、

こうした中では貧困問題の解決を以て児童問題の解決とみなす者と中産階級を中心に母子保護自体に力を入れた者というように、両者は対立することさえあった⁴⁾。

他方、日本でも1910年代後半から1920年代にかけて、下層階級においても子どもを家族の中でより長く扶養する傾向が現れ、法律婚も増え、家庭における児童への保護意識が高まり、現在の家族の原型がある程度形成された⁵⁾。つまり戦間期においては、家庭で養育困難な貧困児童の社会事業が存在する一方で、中下層の一部は、上流・上層中流階級と同様に母親を中心に家族で丈夫な子どもを育てることを望み、そのための地方公共団体による援助も始まることになる⁶⁾。

ただ戦間期から戦時期にかけては、階級を問わず、高い乳幼児死亡率に悩まされ、どの階級でも家族で心身ともに健全な子どもを育てるのに何が必要かを模索している時期で、貧困家庭や中下層でなくとも児童関連の社会事業を必要としていた。こうした社会的需要に応えるべく登場したと言えるのが大阪児童愛護聯盟(後の日本児童愛護聯盟⁷⁾)の活動であった。特に乳幼児審査会の開催によって、1920年代には中産階級・労働者階級の母親たちの中で自分たちの乳幼児の健康状態を医師に診て貰う流れができ、そこから児童相談所の成立を求める声も現れる等、大阪児童愛護聯盟の社会的影響力はマスメディアや国家権力との強固なつながりもあって、1940年代まで大都市部では無視できないものであった。そこで本稿ではこの組織の啓蒙活動に焦点を当て、特に1923年5月から同聯盟によって発刊された『コドモ愛護』(1924年2月に『子供の世紀』に改題)の記事に注目し、当初は階級融和に貢献した活動⁸⁾と考えて着目したが、結論を先に言えばその逆で、同聯盟は階級格差・地方格差(特に都市と農村⁹⁾)を認識しつつもその改善に乗り出す動きは見せず、ジェンダーによる差別についても、差別というよりは性差といった視点で見ていた。さらに常設の児童相談所の設置には他人事のように関わろうとせず、設置を求めるといった希望を述べたに過ぎなかったし、乳幼児死亡率低下に貢献したとも言い難かった。その意味で同聯盟は乳児・児童の健康問題の喚起自体には役立ったものの、当時の子どもたちが抱える社会的問題の解決や乳幼児の健康向上の一助にはならず、あくまでも強く母親の責任をインテリ男性たちが強調するといった保守的なスタンスに留まることになった。それだけでなく、同聯盟は1930年代に入ると体制寄りの傾向を顕著化させ、国家・国防のための優良児の育成のみに焦点を当て、赤ん坊審査会にも優良児が多い中産階級ばかりが参加するようになる。もともと準戦時体制から戦時体制に入ると、今度は出征兵士の子息や子女が注目され、戦争への貢献を通して労働者階級の参加が再度注目されるようになったが、診察が最も必要な下層階級は排除される傾向にあった。

つまり大阪児童愛護聯盟にも見られたように、近代日本において民間の児童愛護活動は階級分裂的で、社会全体として階級格差・地方格差・ジェンダーによる差別解消までの対応には至らなかった。もともとこのような状況については、厚生省社会局児童課の初代課長となった伊藤清たちが「凡ゆる階級的観念を超越し凡ゆる特殊的事情を離れて児童全体に対して考慮されるべきである。されば、児童保護事業は夫れが社会事業の一分野として在るのみでなく、広く国家の貴重なる人的資源としての児童全般の心身の保護と其の向上とを企図する積極的な事業であると考へる。」と述べているが¹⁰⁾、社会としては格差是認の意識が強かったし、この言を見ても、階級を超越した子供た

ちの重要性は国家資源の発想から来ているのであって、人権意識によるものではなかった。無論、すでに戦間期には後述の菊池俊諦（1875-1972、国立武蔵野学院初代院長）のような現代にも通用する視点は表れていたが、概して言えば、日本では国家の都合で子どもの人権が絡め取られていく傾向があり、民間はそれに対峙するどころか、国家と密着して個別利益を優先したことが看取できる。実際、大阪児童愛護聯盟は、特に志賀志那人（1892-1938、社会事業家、大阪市立市民館〔後の北市民館〕の創設者）亡き後、事実上、伊藤悌二（1889-1958）という人物によって組織が形骸化させられ、彼による組織私物化は年々顕著化し、いわば同聯盟は伊藤が乳幼児審査会を通して上流階級や国家に媚びを売る場として利用されることとなった。だが国家権力と伊藤との間に見られた癒着は過去の遺物ではなく、今でも国家からの援助や補助金獲得それ自体を目的とした NPO は多く見られる。特に 1930 年代以降の大阪児童愛護聯盟の組織としてのあり方は、社会改良を訴えつつも、本当の目的が国からの補助や名誉・利潤追求になりがちな現在のソーシャルビジネスを想起させるところがある。要するに私たちは 1920 年代から 30 年代の同聯盟の話を単に伊藤の個人的運営の問題として受けとめるべきではなく、欧州と比較して、日本における中産階級の国家への強い融和性を示す典型的事例であり¹¹⁾、かつ出自・能力を問わずして子どもの人権・命それ自体を擁護しようとする民間の内発的な動きが弱かったことを示していよう。

そこで本稿では、伊藤による大阪（日本）児童愛護聯盟の私物化の過程を明らかにする一方、それを許容した社会的背景にも焦点を当てる。また同聯盟の『子供の世紀』に見られたインテリたちの児童観・社会観の限界性や戦後から現代にまで彼らを与えた社会的影響についても考察したい。

1. 『子供の世紀』から看取できる大阪児童愛護聯盟の実態—活動方針と組織運営をめぐる問題—

大阪児童愛護聯盟は 1921 年 10 月に設立されたが、1910 年代後半頃から大阪では、米騒動対策から生まれた方面委員制度に見るように広範な社会事業が展開されつつあった。そのような中で、志賀志那人たちが公人の立場を半ば利用しつつも¹²⁾、民間独自の児童愛護運動の組織として立ち上げたのが大阪児童愛護聯盟であった。発足から 2 年後の『コドモ愛護』1 巻 3 号（1923 年 7 月）によれば、設立趣旨は以下のようなものであった。

「コドモを強く、賢く、且つ善良に育てることは、コドモ自身のためであり、親のためであり、
将また国家社会のためであります。人類の希望が将来の文化達成にあるからには、一切の問題は
コドモを中心として企図せられなければならぬ。しかるに現代においては、まだまだコドモは、
或は看過せられ、或は玩弄視せられ、甚しきに至つては虐待さへせられてをります。よしや、その精神においては真面目にコドモのためを計るつもりでも、其の方法を弁へなかつたり、或はこれを誤つたりして、却つてコドモの幸福を脅し、その発達を阻害してゐるものも尠からずあります。われわれは他のあらゆる問題よりも、先づコドモの福利を増進するために国民的動員を行は

なくてはなりません。少くともコドモの教育指導に関する諸団体や婦人団体は、協力一致して絶えずこの目的のために進みたいものだと思います。これ本聯盟を作る所以であります。」(傍線筆者)

当時、普通に使われていた子供の字をあえてコドモにして、ゴシックにしているのは、国家社会のために謳っているとはいえ、児童自身の人権と伸びやかな教育を考え、今までとは異なる新しい育児・指導のあり方を考えていたためであろう。『コドモ愛護』は翌年2月に『子供の世紀』に改題されるが、これは志賀がエレン＝ケイの『児童の世紀』を意識したためであった¹³⁾。ちなみに聯盟は三田谷啓(注4に詳細)や山榎儀重(1889-1937、大阪市視学、後の衆議院議員)、高尾亮雄(1879-1964、大阪の巖谷小波と言われた人物)の案で1921年11月に第1回目の児童愛護宣伝デーを大阪で開き、22年5月には大阪・東京・京都・神戸・広島で第2回目を開くというように¹⁴⁾、設立当初は児童愛護に関する広い啓蒙活動を聯盟独自で行っていた。1922年10月には第1回大阪乳幼児審査会が始まったが、聯盟の活動初期は審査会だけでなく、別府や広島での御伽大会開催(1924年)等、児童の社会性を涵養する意識もまだ高かった。ちなみに御伽大会の開催は1931年頃を機にあまり見られなくなるように、聯盟は児童への教育・啓蒙・保護の目線から大人にとって都合の良い優良児を探す目線へと変化するが、その一つの契機になったと思われるのが1925年10月に開催された第1回東京乳幼児健康審査会¹⁵⁾であった。

この時の状況について伊藤は『子供の世紀』3巻11号(1925年11月)¹⁶⁾に「東京乳幼児健康審査会の展望と感謝」を寄せているが、同号に掲載されたパンフ「乳児と幼児の健康審査会」を併せて見ると、(1)500名の来訪者に対して10名の審査委員(医師)が3日間(1日7時間、計21時間)で診察(2)対象児は6歳以下の健康児(3)体重・身長・胸囲・頭囲等の測定を実施(4)総裁は当時の文部大臣岡田良平、主催は日本(大阪東京)児童愛護聯盟、賛助は内務省衛生局保健課、文部省学校衛生課であることが看取される。単純計算すると、担当医師は1人当たり1時間につき2.4人程度診ていたことになり、後の審査会に比べれば時間をかけて丁寧な対応をしていた。しかも国の大臣が活動を保証するとあれば、来訪者からの評判が上がったのは無理からぬことで、これが各地に審査会が広がる一因になったことは容易に推測できる(1927年11月—北海道、同年12月—堺、1928年4月—岸和田、1931年5月—和歌山)。

しかしこの頃から組織運営に狂いが始まっていたことは、日本(大阪東京)児童愛護聯盟という書き方にも表れていた。そもそも大阪児童愛護聯盟が日本児童愛護聯盟の一部に再編されたのは1938年11月以降であるし、東京児童愛護聯盟なる組織が当時本当に存在していたのかどうかは、『子供の世紀』を1944年の終刊まで読んで不明なためである。もっとも4巻6号(1926年6月)の「日本児童愛護聯盟の連絡大会」(5月14日、東京国民新聞社新講堂)によれば、日本児童愛護聯盟の加盟団体は300団体余となっているが、大会では大阪児童愛護聯盟の6年の歴史が回顧されるように、大阪児童愛護聯盟が実質的な中核であった。

付言すると、1926年7月1～5日に東京日本橋の三越で赤ちゃん審査会は開催されたが、この時の主催は大阪児童愛護聯盟、後援は日本児童愛護聯盟、協賛は文部省社会教育課となっていた(4

巻7号)。そうすると、ここで二つの疑問点が浮上する。ひとつは東京児童愛護聯盟が実際に存在したのであれば、東京のイベント主催が大阪児童愛護聯盟であったのは不自然で、東京児童愛護聯盟なるものはダミーであった可能性が高い（実際にその後も東京児童愛護聯盟の名前は『子供の世紀』に出てこない）。もう一つは、日本児童愛護聯盟は前述のように（大阪東京）児童愛護聯盟と称していたが、東京児童愛護聯盟がダミーならば、日本児童愛護聯盟は大阪児童愛護聯盟と実質同じとなる訳で、そうすると主催と後援が同一組織という、矛盾極まりない状態になっていたのである。

さらに 1926 年頃になると、大阪児童愛護聯盟は設立趣旨とは異なる方針に切り替わりつつあった。4 巻 4 号（1926 年 4 月）の巻頭言（執筆者不明）では次のように書かれている。

「…次に児童愛護の問題は結婚前に遡つて解決すれば、コドモ出生の後はその必要なしと云ふ暴論である。我等とても優生学に立脚して理想を永遠に実現せんと努力する者であるが如何に剛健なる夫婦の産み者と雖も其の生後に於て発育の期間に於て親たる者が周到なる愛護を怠つたならば肉体的に精神的に健全なる第二の国民を育て上る事は不可能なことであらう。」（太字傍線筆者）

つまり当初の設立趣旨では児童全体の権利や児童目線での保護が考えられていたのに対し、この時点になると、優生学的発想と第二の国民を育てる発想が次第に前面に出始め、国のために健常児を育てるといった発想に切り替わりつつあったと推測される。すでに第 1 回東京乳幼児審査会でも国とのタイアップが始まり、その傾向は年々強まっていったが、これは同時に大阪児童愛護聯盟が当時聯盟の主事であった伊藤によって組織が私物化される過程と重なっていた。

伊藤の組織私物化については機関誌『子供の世紀』の編集にも表れており、志賀志那人は 5 巻 8 号（1927 年 8 月）の編輯前記で、伊藤の責任でないとしながらも「編輯便りは要するに編輯者の手前味噌か、同人や親しい人のうわさでなくばお互に賞賛し合ふもので、読者にとつては不必要な楽屋落ちに過ぎないから、宜敷全廃して読者の公機としての勤めを充分果したらどうかと云ふ意見を持ち出した所、読者の一部から非常な反対を受けた。」（太字傍線筆者）と書いていた。また 7 巻 9 号（1929 年 9 月）の巻頭言「児童と文学」の中でも、彼への当てつけと思われる記述を残している。

「子供をだしにして色々やつてゐる連中には真面目に努力し研究し何の野心もてらひもなくペスタロッヂのやうな気持で仕事をしてゐる者は極めて少い。つきまわり、小遣錢稼ぎに放送局に放送を無理強ひしたり雑誌に彼等の云ふ通りの拙稿を載せたり小学校に往つて誰れかの紹介状を振り廻しておはなしをさして貰つたり、子供をあつめてつまらない集会を開いたり兎も角も汗と血とで此の世に苦しい戦を続ける人々から見れば本もののごろつきとしか思はれない。」

児童の社会性を涵養するといった発想が組織として弱くなり、審査会開催が聯盟の活動の軸になり始めたこの頃、志賀と限らず、聯盟には苦情が寄せられたようで、7 巻 4 号（1929 年 4 月）の編輯後記によれば、聯盟には毎月 20 通以上の投書が来ていたが、苦情として多かつたのは、1. 社会運動の第一線に立たない人間の冊子にするな 2. 自称童話作家のヤクザな原稿を中止せよ 3. コドモ愛護の事業から医師を拒めというものであった。これについて編輯を請け負っていた伊藤は、

1. 新人を紹介する使命があること 2. 童話の創作は誰にでもできそうでできないものである 3. 標準がいまだに健康児でない以上、より多くの医師の参加を必要とすると述べている。1と2に関しては、児童愛護・社会問題とも関係のない伊藤の随筆等が頻りに掲載されていたことへの批判、3には優生学的発想や役員に医師が多過ぎることで医療・衛生活動に偏りかねない運営への批判もあったであろう。

実際に大阪児童愛護聯盟の役員構成をみると、1928年2月の理事は8人中三田谷啓をはじめ5人が医師で、それ以外の理事は志賀と山柵、高尾となっていた。顧問も13人中10人が医学博士で、伊藤は当時有給の主事(事務方)であった。この中で実質的に組織運営に関わり、伊藤に物申すことができたと思われるのは、組織をバックに持たない高尾ではなく、山柵か聯盟の活動場所(大阪市立北市民館)を提供する立場にあった志賀であったことは容易に察しが付くが、山柵は24年に衆議院議員に転向し、東京での議員活動があったことを考えれば、伊藤にとっては、志賀が唯一目の上の瘤的存在であったと言える。そして1932年1月時点では、常任理事として志賀と医師の余田忠吾が就任しているが、残り理事6人のうち、山柵と高尾を除けば医師であり、組織運営において、唯一志賀が伊藤の行動に睨みを利かせる存在であることには変わっていなかった。

1928年2月当時の役員

理事	医学博士	三田谷啓	医学博士	余田忠吾	医学博士	大野内記
	衆議院議員	山柵儀重	大阪市立北市民館長	志賀志那人		
	大阪市立堀川乳児院長	三野祐	(裕の誤りと思われる)			
	大阪市立今宮乳児院長	生地 憲	高尾亮雄			
顧問	医学博士	飯島貫一	医学博士	緒方政次郎	医学博士	酒井幹夫
	医学博士	大久保直穆	医学博士	有澤 潤	伯 爵	有馬頼寧
	衆議院議員	中野正剛	医学博士	尾関 榮	医学博士	藤原九十郎
		賀川豊彦	医学博士	矢野 雄	医学博士	森田幸門
	医学博士	原田達三				
主事	伊藤悌二					

だが志賀は1932年4月に掲載した「縄跳び」(10巻4号)¹⁷⁾を最後に、伊藤に対する苦情めいたことを表に出さなかった。「縄跳び」から察するには、聯盟のあり方に失望してしまったためであろう。現に12巻8号(1934年8月)には『子供の世紀』特別賛助購読者芳名録(昭和八年十二月度迄納金済年三円ヨリ五十円迄ノ分)が出ているが、理事の中で名前を連ねているのは山柵と医師の肥爪貫三郎のみで、志賀の名前はない。志賀は不払をすることで、伊藤への抵抗を見せていたとも言える。

大阪児童愛護聯盟が組織的に「大変革」を起こす契機となったと思われるのは、1938年4月の志賀の急逝であった。ただ伊藤は志賀の遺族に丁寧な態度を示し、8月半ばには志賀の遺骨を持参して彼の故郷である熊本県阿蘇郡の生家まで訪ねているほどであったから、周囲は伊藤と志賀が実は対立関係であったとは思ってもよらなかったであろう。だが現実には、1937年までは志賀も含め

た聯盟メンバー全員で1月には『子供の世紀』で謹賀新年の挨拶を出していたのに対し¹⁸⁾、38年にはそれが見られない。組織内で何かあったことが考えられ、特に志賀と伊藤の対立が先鋭化していたことが考えられる。

なお伊藤は16巻9号(1938年9月)で突然「日本児童愛護聯盟規約」を掲載した。つまり志賀の生家を訪ねてまもない時期に、しかも大阪児童愛護聯盟の機関誌に、姉妹組織とはいえ、表向きは別組織の規約を載せるという奇妙な行動に出たのである。この内容によれば、日本児童愛護聯盟は『子供の世紀』の刊行の他に、愛児叢書、愛児カレンダーの発行、乳幼児審査会の開催、小児保健所・児童相談所の設立、夏季林間学校の実施、乳幼児死亡率の調査及び対策、童謡・童話の集会、父の会や母の会による両親再教育、育児知識の講習会、女学校・婦人団体での児童愛護の講演、その他児童福祉増進に関する事業を行うとなっており、理事会は理事長1名、常任理事2名、理事12名以上で、理事会の決議によって顧問数名、会長1名、名誉会長1名を選出するとなっていた。『子供の世紀』は本来大阪児童愛護聯盟の機関誌であるのに、日本児童愛護聯盟のそれとされていることからしても、この規約は日本児童愛護聯盟による大阪児童愛護聯盟の吸収を意味していた。

通常、これだけの組織編成替えをするのであれば、『子供の世紀』にもその会議の状況等が伝えられても良かったはずであるが、その関連記事はなく、16巻11号(1938年11月)の編輯後記に僅か数行、「本誌十一月号より日本児童愛護聯盟発行と名称を変更し、従来の名称は形態と共に其の儘にし支部加盟をする事となった」とあるのみであった。ちなみに場所(大阪市立北市民館)も電話番号も大阪児童愛護聯盟の時のままであった¹⁹⁾。

その2か月後の17巻1号(1939年1月)には謹賀新年の挨拶が日本児童愛護聯盟のメンバーで掲載されているが、それは以下の通りであった。

名誉会長	通信大臣	永井柳太郎
会 長	大阪市長	坂間棟治
顧 問	大阪帝大教授	医学博士 笠原道夫
顧 問	大阪市保健部長	医学博士 藤原九十郎
顧 問		医学博士 高洲謙一郎
顧 問		医学博士 酒井幹夫
顧 問	大阪帝大教授	医学博士 中田篤郎
理 事 長		伊藤悌二
常任理事	大阪市社会部長	田坂茂忠 (1938年4月までは志賀志那人)
常任理事	大阪市立扇町産院長	医学博士 余田忠吾 (継続)
理 事	文部参与官	池崎忠孝
理 事	大阪帝大助教授	医学博士 <u>前田伊三次郎</u>
理 事	大阪市立市民病院	医学博士 谷口清一
理 事	大阪市体力課長	医学博士 深山杲
理 事		医学博士 <u>大野内記</u>

理事		高尾亮雄
評議員	大阪市技師	医学博士 廣島英夫
評議員	大阪市立堀川乳児院長	医学博士 野須新一
評議員	大阪市立今宮乳児院長	医学博士 一色 征
評議員		医学博士 松尾 勇
評議員	大阪市立北市民館長	齋藤藤吉
評議員		医学博士 <u>肥爪貫三郎</u>
評議員		医学博士 <u>生地 憲</u>
評議員		医学博士 <u>横田群三</u>
評議員		医学博士 <u>原田龍夫</u>
評議員		医学博士 <u>西川為雄</u>
評議員		医学博士 山本俊平
評議員		医学博士 落合 明
主事補	大阪市立北市民館	伊藤英夫

(下線は1937年時点での大阪児童愛護聯盟理事)

ここで注目すべきなのは、日本児童愛護聯盟と称しながら、東京等の他地域のメンバーは皆無で、大阪児童愛護聯盟時代のメンバーに役人を加えた構成になっていることで、特に名誉会長の永井は伊藤と昵懇の関係にあった。しかも編成替直前(1937年)、常任理事を除く理事メンバーは9名であったが、理事として留任した者は前田・大野・高尾のみで(山桝は37年中に死去)、肥爪・生地・横田・原田・西川は評議員となった(斜線部分)。それ以上に不可解なのは、組織の序列から順当に考えれば、理事長には同聯盟の常任理事であった余田が就任するのが普通と考えられるが、ここでは大阪児童愛護聯盟時代には必要に応じて置かれる有給の主事(事務職)という立場に過ぎなかった伊藤がいきなり理事長に就任したことである。

このように志賀志那人の死後、大阪児童愛護聯盟から日本児童愛護聯盟が生まれ、一見、官職者が増え、公的組織としての体裁が整ったかのように見えたが、実際は逆で、伊藤の独断専行の会に再編されたことは明らかであった。何故ならば、伊藤が38年9月に打ち出した「日本児童愛護聯盟規約」第5条では、理事は12名以上と定めているにもかかわらず、上記のメンバーを見ても明らかのように理事長・常任理事を含めても9名しかおらず、この時点ですでに規約違反は明白であったからである。当時、組織運営について伊藤に物申すことができる立場にあったと思われるのは、大阪市社会部長の田坂と文部参与官の池崎位であったが、田坂は志賀と違って充職として就任しているに過ぎず、その点は池崎も同様であった。付言すれば、「規約」第6条には「本会ハ理事会ノ決議ニヨリテ有給ノ主事二名以上、書記二名以上、会計一名ヲ置キテ本会ノ実務ニ当ラシメ理事長及ヒ常任理事之ヲ監督ス」とあるが、このメンバー表には有給の主事は不在であり、歯科医の伊藤英夫が主事補として置かれているに過ぎない。これも規約違反であるが、同時に聯盟の不全状態が見えるのは、営利団体ではないとはいえ、監事がおらず、運営者と監事が同一という矛盾に陥って

いたことである。この規則では会計が1名しかいないから、理事長や常任理事と会計が資金的な不正を行っていても、殆ど見えなくなる仕組みであった。

伊藤は何度も『子供の世紀』の中で私腹を肥やしていないことを強調していたが、実際は不当に儲けているとしか思えない状況が見られた。まず1928年4月には大阪三越呉服店で学問と実際によるコドモ必需優良品展覧会を開いているが、あくまでも中流以上を対象とした商品展示会であり²⁰⁾、こうした展示会等を通して伊藤は『子供の世紀』の広告料を多額に得るようになった。7巻1号(1929年1月)から冊子のページの途中で1ページを丸々使った広告が2ページある等、商業主義の高まりが窺われ、この傾向は1930年代に入って顕著化した。広告料については暫く明らかにされてこなかったが、9巻5号(1931年5月)では広告料が掲載されており、その内容は、表紙大裏四の面 250円 表紙二の面 180円 表紙三の面 130円、赤刷り特別頁 100円、口絵写真版裏 70円、普通頁 50円、記事 1頁 60円、二分の一頁 30円であった。これに基づいて同号の広告料を概算すると、下記のようになる。

$$250 + 180 + 70 \times 15 + 30 + 60 + 60 + 60 + 30 + 15 ?^{21)} + 30 + 30 + 30 \times 3 + 60 + 30 + 30 \times 2 + 15 ? + 30 + 15 + 50 + 30 \times 5 + 50 = 2345$$

現在の価格にすれば(1円を現在の3000円として計算)、広告料だけで『子供の世紀』は月703.5万円を稼いでいたことになる。また前述の12巻8号(1934年8月)の『子供の世紀』特別賛助購読者芳名録(昭和八年十二月度迄納金済年三円ヨリ五十円迄ノ分)に基づけば、個人・団体は82あったから、これらが3円ずつ払っても²²⁾、1年の定期購読収入が最低でも246円(現在価格73.8万円)あった訳で、年にして今の金銭価格に換算すると8515.8万円を稼ぎ出していた。ところが大阪児童愛護聯盟の会計については『子供の世紀』では一切触れられておらず、このような広告費が聯盟にどう組み入れられたのかは全く不分明である。

他方で『子供の世紀』の編輯後記からは、伊藤の私生活における経済状況が垣間見られるが、9巻10号(1931年10月)の記述によれば、成績の良かった二人の子どもを当時の超高級ホテルであった甲子園ホテル(現在は武庫川女子大学の校舎)に連れて晚餐をしており、生活よりは上流気取りであった。編輯後記で書かれている伊藤の日程からしても、大阪児童愛護聯盟での活動と『子供の世紀』の編纂、ラジオや講演以外の仕事をしているように見えないから、これだけの経済的余裕は聯盟の社会事業から得ていたことは間違いあるまい。

ちなみに伊藤は戦時体制下の1943年9月、21巻9号に『日本児童愛護聯盟定款』を掲載しているが、ここでも経済的問題が見られ、第27条で特別会員は一時金1000円以上、賛助会員は100円以上、通常会員が年10円以上に規定された。これは15年前の大阪児童愛護聯盟の納入金額が団体10円、個人3円であったこと²³⁾やこの間の物価上昇(小売物価指数は1.5倍程度)²⁴⁾を考えると、庶民には手の届かない金額要求であった。

だが経済的要求の高さとは裏腹に、前掲の「規約」およびこの「定款」で事業として掲載していた常設の小児保健所・児童相談所の設立は結局なされず、日本児童愛護聯盟の活動は専ら皇族²⁵⁾や国家とタイアップして優良児を選別する乳幼児審査会に特化していった。しかも「定款」の第

15条と第17条からも判るように²⁶⁾、評議員会は理事及び監事を選任するとした一方、評議員は理事会の決議を経て理事長が本会を援助する篤志者から囑託するというように、組織的矛盾は明白であったが、誰も皇族や国家と結びついた伊藤の暴走を止めることはできなかつたようである。伊藤は『子供の世紀』の終刊号(22巻4号、1944年4月)の編輯後記の最後に数行だけ「…本誌の終止符をつけるに当り聯盟の各位に対し一銭の借金も、一銭の利益も無かつたことだけを報告する。」と書いているが、これは彼が聯盟のメンバーに会計報告を行ってゐなかつたことを意味する訳で、事実上、聯盟は組織として機能せず、聯盟＝伊藤であつたこと²⁷⁾を図らずも示している。要するに1930年代以降一特に日本児童愛護聯盟への改編以降に顕著化するが、聯盟は組織的に崩壊し、子ども全体の社会的権利の獲得の方向には動かず、専ら審査会というイベントに走り、皇族や国家を隠れ蓑にした伊藤の私益獲得の場に成り下がつたのである。

では何が伊藤の暴走を許したのであろうか。確かに彼の独善性の強さや行動力、人との関係をつなげていく才能といった個人的資質は一因であるが、それだけがこうした事態を招いたのではなく、当然そこには暴走を許容する社会的要因があつたはずである。したがつて次章では伊藤の暴走の背後にあつた状況や彼を取り巻く人々の児童観・社会観に目を向け、これらの人々の限界性についても焦点を当てたい。

2. 『子供の世紀』の論稿から垣間見る大阪児童愛護聯盟のあり様と戦前のインテリ層の児童観・社会観

『子供の世紀』を創刊する際に、志賀志那人はエレン＝ケイを意識して、日本における児童の権利性獲得と社会性涵養を促進する場として聯盟に期待を寄せていたが、現実の聯盟の活動は次第に乳幼児審査会といったイベント開催に力点が置かれ、『子供の世紀』に掲載される論稿も1930年代に入ると、次第に質の低下が顕著化した。これについては既述のように読者から苦情が来ていたが、8巻1号(1930年1月)の「本誌不用の匿名読者に一言す 一記者」でも、「雑誌が送られて30銭払ひたいのだが気が進まぬ、又断りたいと思ふのだが気の毒にも思ふ、此の後どうか送つて呉れるな、然し名前は云はぬ」という手紙が大阪京橋局の消印で伊藤宛に送られていた。

『子供の世紀』を無料で配布していたのは、聯盟の役員や『子供の世紀』の寄稿家、全国の知名士、団体の代表者、聯盟の援助者等であつたから、聯盟内部においても『子供の世紀』の内容に不満を持つ者が出ていたことが窺われる。しかしそれにもかかわらず、編輯を独占的に担つていた伊藤は、11巻12号(1933年12月)の「御知らせ」で「本誌は従来の高踏的な編輯方法を改めて、最も実用向きのものとする為め、今月号より…洋裁研究を掲載する事に致しました。」と書いたように、大衆化・商業主義に舵を切つたうえ、他雑誌に掲載した論文の使い回しや二重投稿等をあたかも新原稿のように掲載するにまで至つたのである²⁸⁾。

こうした問題は伊藤の個人的資質から生じた部分も当然あるが、同時に留意すべきなのは、この事態が何故長年放置され続けたのかという点である。一つは当時、中産階級の者が継続的に社会事

業を行ってそれなりの社会的影響力を持つためには、資金的に何らかの商機と結び付け、影響力の点では皇族や国家権力とつながる必要があったため、事業を継続させるには、上流や中産階級に親和的で体制批判がないことが求められたためであろう。全ての子どもに人権を認めるべきといった社会運動よりも、子どもの健康や育児のノウハウ等、実用的な知恵を伝える方がより広い社会階級に受け入れられ、階級間対立も生じないうえ、その方が広告料も得られたから、聯盟の資金獲得の視点で言えば、伊藤の方針に面と向かって文句を言えなかったことは推測できる。

二つめには、非営利組織運営の限界が表れていたということである。確かに大阪児童愛護聯盟のメンバーの多くは、当初はエレン＝ケイの精神等に感銘を受けて高尚な冊子を作り、世に発信することを目的としていたであろうが、多くの者はボランティアな形で聯盟に関わり、他に本業があったことや当初の情熱的なミッションが消え失せて、やがて伊藤に実質的な活動の殆どを任せてしまったと考えられるからである。活動従事者たちに直接メリットが行き渡りにくい非営利組織においては、ややもすると総会も理事会も形骸化して、事務局のみが機能していることが今でも少なくないが、大阪児童愛護聯盟もその例に漏れなかったと推察される。同聯盟は一見組織化が進んだ NPO に見えたが、実際は組織の体をなしておらず、個人経営に近い状態であったと言えよう。

なお、『子供の世紀』は後年になるほど、事務局を握った伊藤の独断による編輯が顕著化するが、それでも多数の記事や掲載原稿からはインテリたちが当時の社会の中で子どもをどう位置付けていたのかを看取することができる。まず彼らは、家庭環境と関係なく、子どもそれ自体を社会で保護し、誰もが人権を持った一人として育てられるべきという考えよりは、個別の家庭に対して丈夫な乳児・児童の養育を求め、それが将来の日本の戦力につながる（第二の国民形成）といった発想に次第に傾いていった。これは育児が社会全体の責任というよりは、社会に対して個々人が育児の責任を負うという考え方に近く、容貌や体の大きさ等から育児の責任を個々の親、特に母親に問うた訳で、いわば乳幼児審査会における子どもの選別は、同時に社会の都合から見た母親の選別・差別でもあった。つまり審査会は育児における自己責任と競争意識を高めることはあっても、親同士が階級を超えて連携し、乳児・児童の置かれた環境改善を求める動きにはならなかったのであって、むしろ育児をめぐって差別・分裂を促す方向に動いたと言えよう²⁹⁾。確かに出征兵士が増えると、中下層・下層出身と思われる乳児も審査会で表彰されたりするようになるが、それはあくまでも第二の国民としての「有用性」に着目されてのことであった。「有用性」の関連で言えば、18巻2号（1940年2月）の東京高師助教授 後藤岩男「理解ある使ひ方で馬鹿も利口に代る 生かせ人的資源」では、知的障がい者を馬鹿者と呼び、働かせ方ひとつで社会に役立つとする等、いわば差別を前提として人権のない状態を当然視する傾向が後年の『子供の世紀』にはあった。

とは言え、そうは言っても、乳幼児審査会等が乳児を中心とした育児改善を促したのであれば、まだ大阪児童愛護聯盟の活動は社会的意義を持っていたと言えるが、現実には改善につながったとは言いがたかった。実際に三野裕「優良児を再審査して」（8巻1号、1930年1月）によれば、1929年に優良児と前年に判定された子ども257人を審査したところ、昨年同様は150人、良くなったのが49人、悪くなったのが58人で、その58人中52人が2歳未満であり、離乳期においても母乳を

与える等の行為が見られたのである。またそれを傍証するかのように、1920年代から30年代にかけて札幌・堺・岸和田・和歌山で開催した乳幼児審査会については、いずれも一度きりで終わってその後音沙汰がなく、伊藤が嘆いている記事³⁰⁾が掲載されている。それは植民地(1928年9月-京城、35年4月-台湾で乳幼児審査会を開催)でも同様で³¹⁾、恐らくこれらの地域において乳幼児審査会が散発的な形で終わったのは、スポンサーとなる商店が少なかったこともさることながら、具体的な改善や成果が見られなかったことが大きいと考えられる。皇族や政治家が訪問して社会的意義があるかのように見せやすい大都市の大阪や東京を除けば、乳幼児審査会は意味のないイベントになりつつあった³²⁾。

そもそも『子供の世紀』の論稿を見ても明らかであるが、男性の視点から個々の家庭の責任を母親たる女性に強く求める一方で、出産・育児の当事者の女性の声はさほど反映されておらず、こうしたあり様も育児等の改善につながりにくい状況を生み出したと考えられる。たとえば産児調節のアンケートを実施した際にも(6巻9号、1928年9月)、55人の回答のうち、女性は2名に過ぎず、かつ出産にまつわる論稿は専ら医師の投稿ばかりで、出産当事者の女性や助産師の話は皆無に近く、いわばこの雑誌におけるジェンダー差別は明白であった。

しかしこうした階級分裂的で差別的な『子供の世紀』の中でも、社会全体で子どもを育てるといった発想が現れ、階級差別に対する客観的批判が出てきていたことは注目すべきであろう。大阪府社会事業主事 川上貫一「託児所の社会的機能」(8巻7号、1930年7月)では、託児所では子どもの全生活を預かるだけでなく、母親も含めた家庭ぐるみで預かるといった発想を強調したうえで、託児所が地域のソーシャルセンターたるべきだとしているが、これは現在の地域福祉の考え方に近いものがある。また山川菊栄「少年工の問題」(15巻5号、1937年5月)では、少年の教育や健康問題への視点が中流以上に限られており、労働者階級の子どもが顧みられていないことを問題視し、労働年齢引き上げに伴う義務教育延長が流れたことに対しても手厳しく批判していた。

1930年代になると、児童愛護の思想的啓蒙という意味では、大阪児童愛護聯盟の活動及び『子供の世紀』の社会的役割は終わりつつあったが、他方で同時代の児童研究・児童を対象とした社会事業は、伊藤たちとは別の動きを見せつつあった。もっとも青木誠四郎(1894-1956)や上村哲弥(1893-1978)等、無産階級への教育普及を諦めたケースは比較的多かったが³³⁾、菊池俊諦のように「本質的に考へれば、総ての児童に対して、それぞれ適切なる保護教養を加ふべきである。児童の運命が親に支配されたのは過去の時代であつた。国の都合によつて、支配されたのは、過去の時代であつた。否現代に於ても、此の如きことは珍らしくないが、是実に共存共栄を理想とする社会の矛盾である。」というように³⁴⁾、現代的な人権思想を表明する者も現れたのも事実であった。

ただ当時の児童愛護関連の社会事業・教育に従事していたインテリたちは、それぞれ個性が強かったせいも、彼らの間での連携はあまりなされておらず、連携したとしても円滑な状況とは言い難かった。それは大阪児童愛護聯盟の初期には関わりが深く、1928年2月時点では聯盟の理事を務めていた三田谷啓が30年代には理事を辞め、独自に活動したことも表れているし、前述の志賀志那人と伊藤の対立もこうした状況を暗に示している。いわばインテリたちの分裂も聯盟における伊藤

の暴走を抑止できなかった一因（第三の要因）であり、同時にこれは当時の民間の動きのみでは、子ども全般の人権獲得は不可能であったことも示唆していた。そこで最後に戦前から戦後、そして現在に至るまで積み残された子どもをめぐる社会的課題とは何であったのかを考察したい。

まとめ—児童愛護・福祉における戦前・戦後の連続性について—

戦後は日本国憲法 11 条で基本的人権が保障され、前述の山川菊栄も片山内閣の下で労働省婦人少年局の初代局長に就任し、少年労働者の待遇改善に乗り出したように、法制度や政治面では子どもの処遇は戦前と変わりつつあったが、現実には戦後になっても貧しい少年・少女が労働力として売り渡されていた等³⁵⁾、親の階級や居住地によって子どものあり様に大きな差がある社会であった。こうした子どもの差別化是認の風潮は戦前から戦後に引き継がれた訳で、これは乳幼児審査会が戦後、赤ちゃんコンクールとして復活したことにも表れていた。もっとも高木雅史氏の研究（注 7）が明らかにしたように、1960 年代以降は、コンクールが乳幼児死亡率低下に貢献していないことが広く認識され、コンクールに参加しない乳幼児の一斉健診こそ重要といった考え方が主流となっていた。高木氏によると、スポンサーの乳業会社も恵まれた一部の乳児のためのコンクールでは社会的支持が得られないとして、二の足を踏み始めたようである。つまり乳幼児審査会の持つ散発的イベントとしての限界性と身体状態に基づいて優劣をつける無意味が明白になったことから、同審査会は終焉を迎えたと言える。

しかし身体状態による子どもの差別が次第に縮小の方向に向かったとはいえ、児童愛護・福祉において大きな問題は今なお残されたままと考えられる。まず子どもの問題は、現在の日本社会において貧困や障害・疾病、親の離婚といった何らかの問題、特に成人側の問題と結びつく形で取り上げられることが殆どで、子ども自体が一個の権利ある主体という発想は乏しい。言うなれば、子どもの問題は概して低い社会階級の問題と考えられがちで、中産階級以上の子どもには焦点が当たりにくく、未だに階級分裂的な状況に置かれているのである。

そして成人側の問題と言った場合、その多くは個々の家族と結びつけて考えられがちで、日本では未だに子どもに関する責任を家族に全面的に負わせる傾向が強い。それが現在の子どもの教育格差・貧困問題を深刻化させていることは周知の通りで、特に家族といった親密圏が崩壊しつつある現在³⁶⁾、その深刻さは増す一方である。ところが、こうした崩壊を喰い止めるのに必要な普遍的な人権の認識はまだ発展途上であるうえ、階級分裂的な意識も手伝って、国家と家族の間に存在して両者の機能不全を防ぐはずの公共性の形成も未成熟のままと考えられる。確かに子ども食堂や生活保護受給家庭のための学習支援の NPO 等は存在するが、これらは国家へのアドボカシー活動という側面が弱く、行政の補完物に近い弱小な存在で、結局国家と対峙して子どもの人権を擁護するといった独立性を持ち合わせていない。この点は大阪児童愛護聯盟も今の NPO も変わりが無いと言える訳で、このように日本では、戦前から続く子どもに対する人権意識の希薄さと階級分裂的な問題意識、中産階級の国家への強い融和性が現在の児童問題にも影を落としているのである。

【付記】

本稿はJSPS科学研究補助費JP19K00961(基盤研究(C)「子どもの命と人権に関する地域史研究—近世・近代・現代社会の連続面と断絶面を考える」、研究代表者:大杉由香)と関連する研究成果の一部である。

【注】

- 1) もっとも小松隆二「わが国における社会事業の時代と児童保護」、『三田学会雑誌』74巻2号、1981年4月、pp.178-198は、社会事業全体の中で児童福祉を位置付けた先駆的な研究と考えられ、1920年代前半に行われていた変革志向の教育・児童保護の主張が軍国化の傾斜で抑圧されることを明らかにしている。
- 2) 菊池義昭「濃尾大震災での岡山孤児院の位置と震災孤児院の養護実践の内容—財政内容からみえてくる日常生活と永眠児の動向等を中心—」、『東北社会福祉研究』31号、pp.1-26。
- 3) 『子供の世紀』の復刻版(六花出版より2015~17年にかけて刊行、全15巻)の「解説『子供の世紀』の特徴とその意義」を執筆した内田塔子氏は、伊藤悌二の活動について、たとえ戦時下の文脈で児童愛護運動の趣旨が読み替えられようともその精神自体は何ら変わらなかつたとして高く評価している。また同氏は「大正後期から昭和初期における子どもの権利保障活動の萌芽に関する研究—大阪児童愛護聯盟の機関誌『子供の世紀』(第3巻第2号~第5巻12号)を手がかりに—」(『ライフデザイン学研究』7巻、2011年、pp.95-108、東洋大学)で、『子供の世紀』で取り上げられた分野をカテゴリー化し、同誌が育児知識の普及、相談制度の必要性、子供向け読み物の内容の充実、子どもの実態への理解と子どもに対する配慮、子どもの取り巻く環境整備の必要性を訴えていることを述べて、幅広い専門分野をふまえて児童のあり様を考えていた点を評価している。この他には茂木潤「大正後期から戦後の乳幼児審査会の歴史的役割に関する研究」、『東洋大学大学院紀要』51巻、2014年、pp.293-317があり、『子供の世紀』でもよく取り上げられた乳幼児審査会の変遷を描いていた。多様な階級の母親を一流百貨店が受け入れたこと、子育てについて養育者のみならず、養育者以外の家族やその他の国民が関心を持つことの重要性を示した点で乳幼児審査会を高く評価しているが、乳幼児審査会の背後にあった優生学的な発想等、マイナス面についての視点が乏しい。
- 4) 1919年に公立として初めて設立された大阪市立児童相談所が5年後に閉鎖されたのも、貧困児童の救済に軸足を置きたい大阪市と母子保護の啓蒙に重きを置きたい三田谷啓(1881-1962、医師・教育者、現在の社会福祉法人 三田谷治療教育院設立者)との間で齟齬があったことが一因とされている。
- 5) 中川清『日本の都市下層』、勁草書房、1985年、pp.337-340。
- 6) 樋上恵美子『近代大阪の乳児死亡と社会事業』、大阪大学出版会、2016年の4章「乳児死亡の低減のために」によると、1927年には大阪乳幼児保護協会が設立され、小児保健所を通じた新鮮な牛乳の配給や保健婦たちの家庭訪問、栄養・育児指導も功を奏して、大阪市の下痢による乳児死亡率は1920年の54%から35年には18.1%に低下した。
- 7) 日本児童愛護連盟の終焉がいつであったかは定かではないが、1955年頃には終焉の方向に向かっていたとは考えられる。高木雅史「1910年代から1960年代の日本における赤ちゃんコンクールの興隆と終焉—乳幼児健診の普及過程にみられる子どもへもまなざしの変容—」、『中央大学文学部紀要 教育学論集』59集、2017年2月、pp.31-65によれば、日本児童愛護連盟は1950~55年までは乳幼児審査会を主催していたが、1956年以降、それが恩賜財団母子愛育会に引き継がれたとしている。
- 8) 山本卓氏の「リベラル・リフォーム再考に向けた試論—リスペクタビリティ・階層・福祉—」(2019年4月6日、政経史学会福祉社会研究フォーラム研究会での発表)によると、英国では19世紀半ばに有産者層の間で自立・自助に基づくリスペクタビリティ観を労働者層に普及させようとする運動が現れ、いわば労働者層の自立運動を積極的に応援する中産層が出現した結果、階級間調和がもたらされたときされる。
- 9) 戦前、都市と農村、男児か女児かによっても子どもへの扱いは異なり、農村の女児と山手の男児では家の手伝いをはじめとした勤労時間に大きな差が残されたままであった。日本青少年教育研究所編『児童生活の実態』1943年、朝倉書店、p.52によれば、農村の女児では3時間51分、山手の男児では31分であった。
- 10) 伊藤清『児童保護事業』、常盤書房、1939年、p.15。
- 11) 実は類似例は、大阪児童愛護聯盟と同時代に、大阪朝日新聞がバックとなって結成された全関西婦人連合会の活動でも見られる。その中心人物である大朝記者の恩田和子(1893-1973)は児童を対象とした社会事業を実施したものの、一部の貧困児童への金銭・物品の給付といった慈善事業に近い内容を数年展開したに過ぎず、社会改良・階級融和に貢献できなかつたし、いわば恩田の社会的立場を誇示する場ようになっていった。さらに全関西の活動は戦争を是とする国家体制になし崩的に吸収されていくが、その点も大阪児童愛護聯盟と酷似している。なお、全関西の活動については大阪女性史研究会の樋上恵美子先生から多大なご教示を得た。厚くお礼申し上げる。
- 12) 大阪児童愛護聯盟設立当時、志賀は大阪市立市民館(後の北市民館)の館長で、1935年までその任に当たり、その後も二度にわたり、館長職に就任した。
- 13) 堀田穰『『子供の世紀』と児童愛護聯盟』、志賀志那人研究会(右田紀久恵代表)編『都市福祉のパイオニア

志賀志那人 思想と実践』、和泉書院、2006年、pp.131-32。

- 14) 前掲堀田論文および『子供の世紀』復刻版パンフレット（六花出版）の年表に基づく。
- 15) 前掲高木論文によれば、乳幼児審査会に近いものは既に 1913 年に私立帝国小学校主催で、赤ん坊展覧会という名称で行われていたようであるが、全国的なうねりになるのは大阪児童愛護聯盟の活動からである。
- 16) 以下、『子供の世紀』の表記は省略し、○巻○号、○○○○年○月と書くこととする。
- 17) 志賀はこの論稿で、「私共は権威ある雑誌には外国の学者や日本の学者のテオリーのみならず、色々の統計や図表を並べた自信ある研究が、上手に書かれた文芸価値のあるものでなければ載せられるもので無いと思つてみました。それにも拘らず平凡な人間の身辺に去来する平凡な出来事の記録が喜ばれると云ふ事は、世を挙げてファシズム崇拜の今日でも我々の心のどこかに平凡な人間の平凡な日常をお互になつかしみ合ふ強い傾向があるからだと思ひます。」と書いており、ファシズムを暗に批判すると同時に、本来は啓蒙的な雑誌であるべきという意識が看取できる。
- 18) 実は 15 巻 1 号（1937 年 1 月）で、伊藤は永井柳太郎を名誉会長、自分を会長とした、日本児童愛護聯盟 東京優良児母の会からも謹賀新年の挨拶も出している。この 2 人以外には幹事 5 名が名を連ねているが、女性はいない。女性の不在からして、この組織が出産経験もなく育児経験も少ない男性が女性を啓蒙するという不毛な組織であったことは明らかで、伊藤が活動内容の充実を図ることよりも、有力者を巧みに利用しながら組織の私物化を虎視眈々と狙っていたことを傍証している。
- 19) 志賀が存命であれば、大阪市立北市民館における本来の親組織（大阪児童愛護聯盟）の事務所をそのまま利用して、いつの間にか親組織を自分の組織の下部団体にしてしまうといった、庇貸して母屋を乗っ取る伊藤の行為は許さなかったと思われる。
- 20) こうした状況に対しては、6 巻 4 号（1928 年 4 月）の「諸家が大阪児童愛護聯盟の事業をどう観られるか」で横山啓が「私は貴聯盟の代理部の創設をお願いしたいと思います。そうして乳児に対し出来るだけ便利な品及び必要品は勿論、児の親として如何なる貧生活者にも分ち得らるる最も安価で求め得れる様に御尽力を願へれば喜ばしい事だと思ひます。一寸した薬品なども数へ入れたいものです。」と書いている。
- 21) 実際は 4 分の 1 頁やそれよりも小さい広告もあるため、15 円程度ではないかという推測である。
- 22) 『子供の世紀』は年 3 円の購読料であったから、現在の価格にすると 9000 円程度、1 冊 750 円程度と考えると妥当であろう。
- 23) 1928 年 9 月の大阪児童愛護聯盟規約による。
- 24) 三和良一・原朗編『近現代日本経済史要覧 補訂版』、東京大学出版会、2010 年、pp.4-5。
- 25) 11 巻 8 号（1933 年 8 月）によると、第 5 回全東京乳幼児審査会（同年 6 月）には李王妃殿下の御台臨があり、13 巻 8 号（1935 年 8 月）でも、第 7 回同審査会（同年 7 月）において梨本宮大妃殿下の御台臨があったと記録されている。
- 26) 第 15 条には、「理事及監事ハ評議員会ニ於テ之ヲ選任ス 理事ハ監事ヲ兼ヌルコトヲ得ス」とある一方で、第 17 条では「評議員ハ本会ノ事業ヲ援助スル篤志者中ヨリ理事会ノ決議ヲ経理事長之ヲ囑託ス」と書かれている。
- 27) 日本児童愛護聯盟＝伊藤であることを傍証するのは、戦後の赤ちゃんコンクールの主催が 1955 年で終わっていることで、これは恐らく伊藤の引退によるものであろう。伊藤は 1958 年に亡くなっているため、それに符合するとも考えられる。
- 28) 事例としては、11 巻 5 号（1933 年 5 月）の村島帰之「不良児団一団の構成と目的とその発達史一」が挙げられ、前半 3 分の 2 は『大大阪』2 巻 7 号（1926 年 7 月）に「都会に蝕む不良児団」として掲載した文章・内容と同一であった。また 12 巻 2 号（1934 年 2 月）「お断り」によれば、前号掲載の小山医学博士の「風邪の予防には皮膚の鍛錬」は東京朝日新聞上にも同内容のものが掲載されていた。さらに 17 巻 6 号（1939 年 6 月）には、故人となった下田次郎と八代國治の原稿が、17 巻 11 号（1939 年 11 月）には同じくすでに故人であった木下尚江の原稿が 2 編使われている。他方で 1930 年代になると、『子供の世紀』に寄せられた苦情等の投稿については全く触れられなくなった。
- 29) 1927 年頃の赤ん坊審査会は階級を超えて人が集まる傾向があつたが（眞壁光子「盛況なりし東京赤ちゃんの審査会一年毎にお母さんは真剣になる一」、5 巻 10 号、1927 年 10 月）、1933 年頃になると、インテリ層ばかりとなり、階級横断的でなくなったことが指摘されている（大阪帝国大学医学部学生 山本正久「総ての階級を網羅せよ」、11 巻 11 号、1933 年 11 月（大阪の報告）、医学博士 中鉢不二郎「審査報告」13 巻 12 号、1935 年 12 月（東京の報告））。
- 30) 14 巻 10 月号（1936 年 10 月）の巻頭言「生みの親育ての親」。
- 31) 植民地に住む日本人だけでなく、原住民も同じように参加していた。たとえば台北の最優良児は 250 名から 5 名選出されたが、そのうち 2 名は台湾人であつた（13 巻 5 号、1935 年 5 月）。
- 32) 第 14 回大阪赤ん坊審査会（1936 年）の審査結果に至っては（15 巻 1 号、1937 年 1 月）、不良または劣等とされた乳児が皆無で、最優良 226、優良 419、佳良 627、普通 1333 の合計 2605 となつていた。これは健康上問

題のある乳児が普通の枠に入れられるなど、いわば問題のある乳児がいないかのような操作がなされたとしか言い様がなく(例年6～8%程度は存在した)、審査の客観性という意味でも問題が起き始めていた。その傾向は一層顕著化し、1937年以後は統計すらなくなり、表彰された最優良児の名前のみが掲載されるようになった。

- 33) 詳細は志村聡子『1930年代における家庭教育振興の思想』、三元社、2012年を参照。
- 34) 菊池俊諦『児童保護論』、玉川学園出版部、1931年、pp.96-97。菊池は澤柳政太郎の影響を受けた他、1924年の児童の権利に関するジュネーブ宣言を日本で最初に紹介した国際的視野の持主で、戦時中も非転向の意思を示し、紀元二千六百年を機に、翌年、武蔵野学院長を退任した。詳細は竹原幸太「武蔵野学院職員の感化教育・少年教護実践史研究」、東北公益文科大学『教育学研究』82巻3号、2015年、pp.402-414を参照。
- 35) 伊藤道子「労働省初代婦人少年局長としての山川菊栄」、『横浜市立大学論叢 人文科学系列』62巻3号、2011年、p.221。
- 36) 詳細は佐藤和夫「〈私〉の危うさと「親密圏」」、石井伸男・島崎隆編『意識と世界のフィロソフィー』、1994年、青木書店を参照。